

改正

昭和44年4月11日規則第8号

昭和59年6月27日規則第22号

平成3年3月30日規則第14号

平成5年7月14日規則第25号

平成8年9月30日規則第31号

平成10年6月25日規則第30号

平成12年3月29日規則第28号

平成12年12月27日規則第69号

平成15年3月31日規則第28号

平成22年5月11日規則第34号

令和元年9月30日規則第27号

令和2年3月25日規則第45号

我孫子市消防団規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定により、我孫子市消防団（以下「消防団」という。）の組織、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 消防団は消防団本部及び方面を構成する分団をもつて組織し、方面の構成、分団の名称及び受持区域は別表第1のとおりとする。

2 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

3 消防団本部（以下「団本部」という。）に消防団長、副団長及び方面隊長を、分団に分団長、副分団長、部長、班長、機械責任者及び団員を置く。

4 消防団長には団長の、副団長には副団長の、方面隊長及び分団長には分団長の、副分団長には副分団長の、部長には部長の、班長には班長の、機械責任者及び団員には団員の階級にある者をもつて充てる。

5 消防団の階級別の定数は、別表第2のとおりとする。

6 第3項及び前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、団本部に団員を置くことができ、その定数は、その都度各分団の人員状況を考慮して分団の定数を増減し、市長が定めるものとする。この場合において、団本部の団員の定数は、我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第12号）第2条に規定する団員の定数の1割を超えない数とする。

（団長の職務）

第3条 団長は、団の事務を統轄し団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し市長に対しその責に任ずる。副団長、方面隊長、分団長、副分団長、部長、班長等の役員は、団員の中からこれを任命する。

2 団長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ定める副団長が、団長及び副団長ともに事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ定める順序に従い方面隊長が団長の職務を行う。ただし、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によつてその職務を行うことのできない場合を除いては、副団長、方面隊長、分団長の任命を行うことはできない。

（団員の職務）

第4条 副団長は、団長を補佐し、団長の命を受け団の事務を掌る。

2 方面隊長は、上司の命を受け、方面隊を指揮掌握し、常に方面隊活動の中核となり、消防業務を遂行する。

3 分団長及び副分団長は、上司の命を受け分団員を指揮し、その施設器材を保守し消防業務を遂行する。

4 部長、班長、機械責任者及び団員は、上司の命を受け消防各般の業務を遂行する。

（任期）

第5条 団長、副団長及び方面隊長（以下この条において「団長等」という。）の任期は3年とし、補欠の団長等の任期は前任者の残任期間とする。

2 団長等は、再任されることができる。

（失格）

第6条 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

（1）所在不明となつて1月以上に及んだとき。

（2）禁錮以上の刑に処せられたとき。

（水火災その他の災害出場）

第7条 火災出動については、別表第3に定める出動計画に基づき、災害の防圧に当たるものとする。

る。

2 消防車が火災現場に赴くときは、乗車定員の厳守、機関担当者の厳選及び交通法規の定める走行速度に従い、必要に応じてサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は鐘又は警笛のみに限られるものとする。

3 水防活動及びその他の災害出動については、別に定める我孫子市水防計画、我孫子市地域防災計画及び我孫子市集団救急事故時の救急救護活動計画によるものとする。

第8条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は機関担当者の隣席に乗車し、全般の指揮に当たるものとする。
- (2) 交通頻繁な市街地、学校、駅前等を通過するときは、事故防止に十分留意しなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、一列縦隊で安全を保つて走行しなければならない。

第9条 消防団は、消防長又は消防署長の命令を受けることなく本市の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。(消防組織法第39条による相互応援協定区域内を除く。)ただし、出場の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第10条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、先着隊との連絡を密にして設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり損害を最少限度に止めて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長は、消防長の所轄の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業に当たっては、危害予防に十分留意するとともに隣接隊等と緊密な連絡を保持しなければならない。
- (3) 放水に当たっては、適時適切なる注水により消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び水損を最少限度に止めなければならない。
- (4) 消防隊は、相互に連絡協調しなければならない。

第12条 水火災その他災害現場において死体を発見したときは、責任者は消防長に報告するととも

に、警察職員又は検死員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

2 放火の疑ある場合は、責任者は次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに、公表を差し控えること。

(施設等の配置、管理及び定期点検)

第13条 市長は消防団に必要な施設及び機械器具（以下「施設等」という。）を配置し、団長及び分団長はこれを適正に管理しなければならない。

2 団長は、施設等を破損し、又は亡失したときは、その理由を付して消防長を通じて市長に届け出なければならない。

3 市長は、施設等を故意又は重大な過失により破損し、又は亡失した者に対して、弁償させることができる。

4 消防団員は、配置された機械器具等について毎月1日及び15日に定期点検を実施し、常にこれを完全に整備しておかなければならない。

(文書簿冊)

第14条 消防団には次の簿冊を備え常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品・貸与品台帳
- (10) 諸令達簿
- (11) 消防法規・例規綴
- (12) 火災記録綴

(教養訓練及び礼式)

第15条 団長は、消防庁の定める消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）により、定期

的に団員の教養訓練を行い、団員の資質の向上及び技能の養成に努めなければならない。

2 消防団員の礼式については、前項の基準に基づき行う。

(表彰)

第16条 市長は、消防団又は消防団員がその任務遂行に当たって功労が特に抜群である場合は、これを表彰する。

2 前項の場合、消防団員については団長が表彰を行うことができる。

(感謝状)

第17条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与する。

(1) 水火災の予防又は鎮圧

(2) 消防施設強化拡充についての協力

(3) 水火災現場における人命救助

(4) 水火災その他の災害時における警戒防御又は救助に関し、消防団に対してなした協力

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

1 この規則は公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

2 我孫子市消防団規則（昭和35年規則第11号）は、廃止する。

3 この規則公布の際現に第2条第2項に定められている職を命ぜられている者の任期の起算は、それぞれ任命された日とする。

附 則（昭和44年4月11日規則第8号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

2 この規則公布の際、現に第2条第2項に定められている職を命ぜられている者の任期の起算は、それぞれ任命された日とする。

附 則（昭和59年6月27日規則第22号）

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第14号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年7月14日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の我孫子市消防団規則の規定は、平成

5年6月2日から適用する。

附 則（平成8年9月30日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月25日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成10年6月10日から適用する。

附 則（平成12年3月29日規則第28号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日規則第69号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成15年3月31日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の我孫子市消防団規則第5条の規定により任命された団長、副団長及び方面隊長の任期は、改正後の我孫子市消防団規則第5条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則（平成22年5月11日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の我孫子市消防団規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第45号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

方面及び分団名		受持区域
第 一 方	第1分団	つくし野1丁目の一部、つくし野2丁目の一部、我孫子1丁目、我孫子4丁目、本町1丁目～3丁目、白山1丁目、白山2丁目、緑1丁目、我孫子新田の一部

面 隊	第2分団	並木5丁目～8丁目、栄、寿1丁目、寿2丁目、緑2丁目、若松、我孫子新田の一部、泉
	第3分団	柴崎の一部、我孫子の一部、並木9丁目、柴崎台1丁目～5丁目、北新田の一部
	第4分団	青山、南青山、青山台1丁目～4丁目、柴崎の一部、下ヶ戸の一部、日の出、北新田の一部、中峠の一部
第 二 方 面 隊	第5分団	下ヶ戸の一部、東我孫子1丁目、東我孫子2丁目の一部、岡発戸、岡発戸新田、都部の一部、柴崎の一部、天王台1丁目の一部、天王台2丁目の一部、天王台3丁目の一部、天王台6丁目の一部
	第6分団	岡発戸の一部、都部の一部、都部新田の一部、都部村新田、中峠の一部、湖北台6丁目の一部、湖北台7丁目の一部、湖北台9丁目、湖北台10丁目、上沼田の一部、下ヶ戸の一部
	第7分団	天王台1丁目の一部、天王台2丁目の一部、天王台3丁目の一部、天王台4丁目、天王台5丁目、天王台6丁目の一部、柴崎の一部、我孫子の一部、我孫子新田の一部、高野山、高野山新田
第 三 方 面 隊	第8分団	つくし野3丁目的一部分、つくし野4丁目、布施の一部、我孫子2丁目、我孫子3丁目、台田1丁目～4丁目、船戸1丁目～3丁目、白山3丁目、根戸、根戸新田、呼塚新田
	第9分団	久寺家の一部、久寺家1丁目的一部分、久寺家2丁目的一部分、布施の一部、つくし野、つくし野1丁目的一部分、つくし野2丁目的一部分、つくし野3丁目的一部分、つくし野5丁目～7丁目、我孫子的一部分
	第10分団	久寺家的一部分、久寺家1丁目的一部分、久寺家2丁目的一部分、布施の一部、布施下、北新田的一部分、弁天下
第 四 方 面 隊	第11分団	中峠の一部、中峠台、湖北台1丁目的一部分、湖北台3丁目～5丁目、湖北台6丁目的一部分、湖北台7丁目的一部分、湖北台8丁目、都部新田的一部分、中峠村下、中里の一部、中里新田的一部分、上沼田の一部
	第12分団	中峠の一部
	第13分団	中里の一部、中里新田的一部分、日秀新田的一部分、湖北台1丁目的一部分、湖北台2丁目、上沼田の一部、中沼田の一部

第五方面隊	第14分団	古戸の一部、中峠の一部
	第15分団	中里の一部、日秀の一部、日秀新田の一部、中沼田の一部
	第16分団	古戸の一部、新木の一部、日秀の一部、日秀新田の一部、新木村下の一部、中沼田の一部
	第17分団	新木の一部、新木村下の一部、新木野1丁目、中沼田の一部、下沼田の一部、南新木2丁目～4丁目
第六方面隊	第18分団	新木の一部、新木野2丁目～4丁目、江蔵地、布佐の一部
	第19分団	布佐平和台1丁目～7丁目、大作新田、浅間前新田、布佐下新田、三河屋新田、相島新田、新々田、下沼田の一部、布佐の一部、南新木1丁目
	第20分団	布佐の一部、布佐1丁目の一部
	第21分団	布佐の一部、布佐1丁目の一部、都、布佐酉町

別表第2（第2条関係）

階級別定数

階級	団長		分団長		副分団長	部長	班長	団員		計
	団長	副団長	方面隊長	分団長	副分団長	部長	班長	機械責任者	団員	
団本部	1	3	6							10
第一方面隊	第1分団		(1)	1	1	1	1	1	8	13
	第2分団			1	1	1	1	1	7	12
	第3分団			1	1	1	1	1	8	13
	第4分団			1	1	1	1	1	7	12
第二方面隊	第5分団		(1)	1	1	1	1	1	7	12
	第6分団			1	1	1	1	1	7	12

面 隊	團										
	第7分 團				1	1	1	1	1	7	12
第 三 方 面 隊	第8分 團			(1)	1	1	1	1	1	7	12
	第9分 團				1	1	1	1	1	7	12
	第10分 團				1	1	1	1	1	7	12
第 四 方 面 隊	第11分 團			(1)	1	1	1	1	1	7	12
	第12分 團				1	1	1	1	1	7	12
	第13分 團				1	1	1	1	1	7	12
第 五 方 面 隊	第14分 團			(1)	1	1	1	1	1	7	12
	第15分 團				1	1	1	1	1	8	13
	第16分 團				1	1	1	1	1	7	12
	第17分 團				1	1	1	1	1	7	12
第 六 方 面 隊	第18分 團			(1)	1	1	1	1	1	7	12
	第19分 團				1	1	1	1	1	7	12
	第20分 團				1	1	1	1	1	7	12

第21分 団				1	1	1	1	1	8	13
計	1	3	6	21	21	21	21	21	151	266

備考 定数13人の分団は自動車分団とし、定数12人の分団は小型動力ポンプ分団とする。

別表第3 (第7条関係)

消防隊出動計画表 (事前命令)

出場命令区分	第1出動	第2出動	第2出動 (強化出動)	待機隊
火災状況等	担任方面内に火災発生を覚知した場合	特殊火災及び烈風下火災等の場合	最先着隊指揮者の状況判断により	特命により
出動部隊名 方面別	第1出動隊	第2出動隊	第2出動強化出動隊	特命出動隊
第一方面隊管内 (第1、2、3、4分団管内)	第1、2、3、4分団	第1出動隊及び第5、6、7分団	第2出動隊及び第8、9、10、11分団	第2出動強化出動隊及び第12、13、14、15、16、17、18、19、20、21分団
第二方面隊管内 (第5、6、7分団管内)	第3、5、6、7分団	第1出動隊及び第1、4、11分団	第2出動隊及び第2、8、12、15分団	第2出動強化出動隊及び第9、10、13、14、16、17、18、19、20、21分団
第三方面隊管内 (第8、9、10分団管内)	第1、8、9、10分団	第1出動隊及び第2、3、4分団	第2出動隊及び第5、6、7分団	第2出動強化出動隊及び第11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21分団
第四方面隊管内 (第11、12、13分団管内)	第11、12、13、15分団	第1出動隊及び第6、14、16分団	第2出動隊及び第5、7、17、18分団	第2出動強化出動隊及び第1、2、3、4、8、9、10、19、20、21分団

第五方面隊管内 (第14、15、16、17分団管内)	第14、15、16、17分団	第1出動隊及び第12、13、18分団	第2出動隊及び第11、19、20、21分団	第2出動強化出動隊及び第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10分団
第六方面隊管内 (第18、19、20、21分団管内)	第18、19、20、21分団	第1出動隊及び第15、16、17分団	第2出動隊及び第11、12、13、14分団	第2出動強化出動隊及び第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10分団
備考	<p>1 各方面隊管内に発生する火災に対しては、あらかじめ本表に定める区分により出動防御に当たるものとするも、天候、気象、火災規模、道路、水利、建物密集、現地の状況等により適宜処置するものとする。</p> <p>2 特殊防火対象物及び火災、警報発令時等特殊条件下における火災に際しては、直ちに第2出動を命じるものとする。</p> <p>3 水、火災その他の災害出動</p> <p>消防団は、消防長又は消防署長の命令を受けることなく本市の区域外（消防組織法第39条による相互応援協定区域内を除く。）の水、火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。</p>			